

「令和8年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」企画提案に係る質問と回答

	質問	回答
1	仕様書5(3)『副業・兼業人材と県内企業等とのマッチング支援業務』について、イ〜トで掲げる業務内容は、職業紹介として実施するものという理解でよいのか。	お見込みのとおりです。
2	令和7年度の各実績数をご教示願う。 「セミナー参加企業数」 「マッチングプラットフォームへの求人登録件数」 「マッチングプラットフォームを通じたマッチング数」	令和7年度事業の各実績数は、以下のとおりです（12月末現在）。 「セミナー参加企業数」118社 「マッチングプラットフォームへの求人登録件数」63件 「マッチングプラットフォームを通じたマッチング数」42件
3	仕様書7「委託業務の達成目標」(2)『マッチングプラットフォームへの求人登録件数』は、令和7年度の求人登録件数を除く、令和8年度の新規登録件数が200件以上という認識で相違ないか。	お見込みのとおりです。 なお、令和7年度事業でダブルワークみやぎに掲載された案件のうち、掲載企業から、令和8年度も引き続き求人する旨申し出があり、貴社が引き継いでマッチング支援を行う案件については、令和8年度実績としてカウントして差し支えありません。
4	本事業に関する、前年度までの支援企業のデータや営業記録等は、引継ぎを受けることは可能か。	令和7年度の受託事業者が行った企業訪問情報（企業名・相手方担当等）等について引き継ぎます。 なお、当該情報については、県の事業として取得したものであり、県が保有する情報を、事業遂行のために受託事業者に委託するものとして整理しています。
5	過年度に本事業で取得した企業リストについて提供いただけるか。また、その際のリスト数や含まれる項目、事前に第三者提供の同意を得たものであるかを事前に確認できるか。	
6	事業の請求タイミングについて、事業運営開始後、3か月ごとの請求、6か月ごとの請求、事業完了後に1年分まとめて請求など、どのようなサイクルでの請求が予定されているかご教示いただきたい。また、請求後の支払期日（支払いまでの日数）についても併せてご教示願う。	概算払いによる請求を行うことが可能ですが、請求の時期については、本プロポーザルにて契約候補者として特定された事業者と協議のうえ決定するものです。 また、請求から支払までの日数については請求から30日以内として契約を締結することを予定しています。
7	自社マッチングプラットフォームを「基幹システム」として運用し、県で保有している「ダブルワークみやぎ」については必要に応じた補助的な活用、あるいはシステム連携等の運用とすることは可能か。	仕様書5(2)イに記載のとおり、貴社が運用するマッチングプラットフォームに、本事業専用の宮城県特集ページを構築していただきますが、補助的に活用いただくことはできます。
8	仕様書10(1)ハ『データの消去については、発注者の指示する範囲で、サーバー内にある全てのデータを完全に削除すること』とは、プラットフォーム自体への登録データではなく、事業としてのデータに関する記載という理解でよいのか。	ランディングページ及び求人企業情報等、貴社が本事業に関連して管理することとなったデータについては、削除を求めることとなります。
9	本事業の企画提案に係る様式については、押印不要か。	お見込みのとおりです。